

徳島県規則第三十二号

徳島県契約事務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県契約事務規則の一部を改正する規則

徳島県契約事務規則（昭和三十九年徳島県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表の一の項中「二百五十万円」を「四百万円」に改め、同表の二の項中「百六十万円」を「三百万円」に改め、同表の三の項中「八十万円」を「百五十万円」に改め、同表の四の項中「五十万円」を「百万円」に改め、同表の五の項中「三十万円」を「五十万円」に改め、同表の六の項中「百万円」を「二百万円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に予定価格を定めて行う契約について適用する。